

福知山河川国道事務所管内 公募型河川区域内樹木等搬出 募集要領

1. 目的

国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所では、河川維持管理や環境上の支障となる河川内の樹木について適宜伐採を実施している。

しかしながら樹木伐採には相当の費用を要することから、コスト縮減あるいは木材資源の有効活用を図ることが求められており、このたび、河川区域内樹木の搬出を希望する事業者（企業・団体・個人を問わない）を募るものである。

事業者の選定に際しては公平性・透明性・客観性を重んじるために、樹木を搬出することを希望する事業者を公募によって選定し、河川法第25条の規定に基づく河川区域内樹木の搬出を行うものである。

2. 応募の概要

(1) 応募から搬出までの流れ

樹木を搬出することを希望する者は、この「福知山河川国道事務所管内 公募型河川区域内樹木等搬出 募集要領」（以下、「募集要領」とする。）に記載された内容に従い応募書類を作成し、後述の応募方法に従い応募書類を提出することとし、選定のうえ結果は応募者へ通知する。

選定された採取申請者は、河川内の樹木を搬出するため、河川法第25条に基づく許可申請手続きを行うこと。なお、申請手続きについては、選定後に書類を送付する。

選定された搬出申請者は、河川法第25条の許可を受けた後に、搬出作業に着手することができる。なお、応募にあたっては、事前に現地状況を確認のうえ応募すること。

福知山河川国道事務所ホームページ：<https://www.kkr.mlit.go.jp/fukuchiyama/>

(2) 搬出の方法

- 河川管理者が伐採、集積した樹木を搬出申請者が搬出すること。
- 積込み・搬出に必要な重機、トラックなどは公募場所まで進入させることが可能。

(3) 公募のスケジュール

公募にかかる手続き、搬出等のスケジュールは以下のとおりとする。

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| ①公募期間 | : 令和3年11月15日（月）～令和3年11月26日（金） |
| ②申し込み締め切り | : 令和3年11月26日（金） |
| ③質問書の提出期限 | : 令和3年11月19日（金） |
| ④選定結果の通知 | : 令和3年12月3日（金） |
| ⑤河川法の申請期間 | : 令和3年12月6日（月）～令和3年12月10日（金） |

- ⑥審査・許可期間 : 令和3年12月13日(月)～令和3年12月23日(木)
⑦搬出の期間 : 令和4年1月11日(火)～令和4年2月4日(金)

3. 「搬出公募」の応募方法

(1) 公募期間

令和3年11月15日(月)～令和3年11月26日(金)

(2) 公募への参加資格

以下のいずれにも該当しない者であること

- イ 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者
- ロ 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者
- ハ 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- ニ 直近1年間の税を滞納している者
- ホ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
- ヘ その他福知山河川国道事務所長が不相当と判断する者

(3) 応募方法

別紙の応募様式(様式-1)に以下の内容を記入のうえ、公募期間内に下記の送付先まで郵送にて提出して下さい。(令和3年11月26日(金)必着)

①応募様式(様式-1)に記入する内容

- イ 応募者の氏名(法人の場合は代表者名)、住所および連絡先
※応募者の選定結果の通知及び選定後の連絡にのみ使用します。
- ロ 搬出を希望する伐採木の使用目的
- ハ 搬出の計画
- ニ 採取する樹木の数量
- ホ 搬出希望期間
- ヘ 参加資格の合致状況

※個人情報については、個人情報保護法を遵守し、適正な管理および保護に努めます。

②送付先

- ・住所 〒620-0875 京都府福知山市字堀小字今岡 2459-14
- ・担当者 福知山河川国道事務所 河川管理課 公募担当 宛
(電話 0773-22-5104(代表))

③質問書の提出

質問書の提出期限は、令和3年11月19日(金)必着とする。

上記期間内に福知山河川国道事務所 河川管理課 公募担当 宛に、必要事項を質問書（様式-2）に記入のうえ郵送すること。回答は公募期間内に福知山河川国道事務所ホームページで回答する。

質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当と判断したものについては質問及び回答を公表せず、個別に回答する場合がある。

（４）選定方法の概要

①搬出者の決定方法

応募書類をもとに、搬出の計画及び搬出希望期間等について評価のうえ選定する。

なお、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のため、必要に応じて応募者にヒアリング等を実施することがある。

②選定結果通知

令和３年１２月３日（金）１５時以降の郵送による。

審査結果に対して疑問がある応募者は、選定結果通知日から１週間以内に文書で質問することができる。

なお質問書の提出は、募集要領「（３）応募方法 ②送付先」に提出すること。

（５）搬出区域と樹種、樹径等の情報

搬出区域：福知山市中地先（別紙参照）

樹種：エノキ、ムクノキ等

樹径：１０～５０ｃｍ程度

長さ：４ｍ程度

（６）搬出期間

令和４年１月１１日（火）～令和４年２月４日（金）

（７）搬出にあたって実施すべき安全対策等の内容

搬出ヤード内での搬出作業においては、関係法令を遵守するものとし、安全対策について疑義が生じた場合は、福知山出張所に確認すること。また、作業において、樹木片の散乱等が発生した場合は清掃を行うこととする。

なお、搬出時に第三者に及ぼした影響について、当事務所は一切の責任を負わない。

（８）河川法第２５条の許可の際に必要なとする申請書類

本公募の選定通知を受けた者は、速やかに次の関係書類を添えて福知山河川国道事務所河川法第２５条の規定に基づく申請を行い、許可を受けるものとする。

【河川法第２５条申請書類】

- ・河川占用許可申請書
- ・事業の計画概要
- ・位置図
- ・平面図
- ・河川現況写真
- ・流水占用料等免除申請書

(9) その他注意事項

- ① 搬出者は、河川管理者が定める搬出期間において、河川法、同法施行令及びその他の関係法令の規定並びに許可に付された許可条件を遵守し、搬出するものとする。
- ② 手続きにおいて使用する言語は日本語に限る。

以上

搬出公募箇所(福知山市中地区)

